

第3次さくらい男女共同参画プラン21策定業務 委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、平成27年3月に策定した「第2次さくらい男女共同参画プラン21」（計画期間：平成27年度から令和6年度）の計画期間終了に伴い、これまでの取組や社会情勢の変化を踏まえ新たな課題に対応する基本計画を策定するための市民意識調査の実施および現行の桜井市における男女共同参画施策に関する基本計画の改定作業に係る業務について、委託契約の相手方候補者を選定するために、公募型プロポーザルの実施方法等必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名
第3次さくらい男女共同参画プラン21策定業務
- (2) 業務内容
別紙「第3次さくらい男女共同参画プラン21策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 委託料上限額
7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
ただし、各年度の委託料上限額は下記のとおり
○令和7年度 3,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
○令和8年度 4,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3. 参加資格

本業務へ参加ができる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和7年度桜井市入札参加資格者名簿の「Q委託業務」-「12事務・サービス」に登録されており、近畿2府4県に本店又は支店、営業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 桜井市契約規則第2条の2の規定に該当しないこと。
- (4) 参加表明書提出時点から2次審査の結果通知日までの期間に、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条に基づく精算の開始がなされていない者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

- (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及び当該団体の役職員又は構成員ではないこと。
- (10) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (11) 過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）において、国、地方公共団体等公的機関が発注した市民意識調査及び男女共同参画基本計画策定に関する同種又は類似業務を受託し、履行を完了した実績があること。
- (12) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び桜井市の指示に柔軟に対応できる者であること。

4. スケジュール

内 容	日 程
公告	令和 7 年 7 月 3 日（木）
質問書提出期限	令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで
質問書回答日	令和 7 年 7 月 16 日（水）
参加表明書等提出期限	令和 7 年 7 月 22 日（火）午後 5 時まで
1 次審査結果通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）
企画提案書等提出期限	令和 7 年 8 月 8 日（金）午後 5 時まで
2 次審査	令和 7 年 8 月 20 日（水）
2 次審査結果通知	令和 7 年 8 月 22 日（金）予定
契約締結	令和 7 年 8 月下旬予定

5. 仕様書等の配布方法

桜井市ホームページの「事業者向け→入札契約など→入札情報（その他入札など）」内、本プロポーザル実施に関するページ内からダウンロードすること。

6. 質問書の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和 7 年 7 月 11 日（金）午後 5 時まで
- (2) 提出方法：質問書【様式 5】により、電子メールにて提出すること。電子メールの件名に、「【法人名】さくらい男女共同参画プラン 2 1 策定業務質問書」と記載すること。送信後にメール送信の確認の連絡をすること。
- (3) 回答方法：令和 7 年 7 月 16 日（水）に桜井市ホームページにおいて公開する。回答内容は本実施要領及び仕様書の追加又は修正を行ったものとみなす。ただし、質問内容により業者選定に公平性を保てない場合や、質問内容が不明瞭なものについては回答しない。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

7. 参加表明書等の提出

- (1) 提出期限：令和7年7月22日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法：持参又は郵送
 - ※持参の場合は、土・日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
 - ※郵送の場合は、封筒の表に「さくらい男女共同参画プラン21策定業務委託参加表明書在中」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限内に必着とする。
- (3) 提出場所：〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1
桜井市役所 市民生活部 人権施策課
- (4) 提出書類：以下の様式及び添付書類を提出すること。
 - ① 参加表明書【様式1】
 - ② 会社概要（任意様式）
 - ③ 業務実績調書【様式2】
 - ④ 業務実施体制表【様式3】
- (5) 提出部数：各1部
- (6) 提出書類に関する留意事項
 - ① 様式用の紙サイズはA4判とする。添付する資料等の用紙サイズはA4判又はA3判とし、本実施要領及び仕様書の内容を踏まえること。
 - ② 使用する印鑑は、桜井市入札参加資格者名簿に登録する際に提出した使用印鑑届に押印されている印鑑を使用すること。
 - ③ 会社概要は、会社概要、営業所、連携会社、業務内容等を簡潔に記載すること。参加表明書の提出日時時点で記載すること。会社説明パンフレットの添付を可とする。
- (7) 参加表明書の提出後に辞退する場合
速やかに担当部署に連絡し、辞退届（任意様式）を提出すること。

8. 1次審査（書類審査）

- (1) 審査方法
担当部署において、参加表明書等をもとに事業者の参加資格の確認及び書類審査を行い、庁内に設置する「第3次さくらい男女共同参画プラン21策定業務受託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、2次審査を受けることができる参加事業者を選定（3者程度）する。ただし、参加事業者が3者に満たない場合でも、提出書類に不備があった場合には失格とする。
- (2) 評価基準
別紙1「第3次さくらい男女共同参画プラン21策定業務委託プロポーザル審査項目及び評価基準（以下、「評価基準表」という。）」のとおり
- (3) 審査結果の通知
令和7年7月25日（金）に1次審査を通過した事業者へ電子メールで通知する。
なお、1次審査を通過しなかった事業者は、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日・祝日を除く。）に、書面（任意様式）で理由の説明を求めることができる。

9. 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限：令和7年8月8日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：持参又は郵送
 - ※持参の場合は、土・日曜日及び祝日等の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
 - ※郵送の場合は、封筒の表に「さくらい男女共同参画プラン21策定業務委託企画提案書在中」と朱書きし、簡易書留又は書留の扱いとすること。提出期限内に必着とする。
- (3) 提出書類：以下の様式及び添付書類を提出すること。
 - ① 企画提案書等提出書【様式4】
 - ② 企画提案書（任意様式）

企画提案書は、別紙1「評価基準表」の評価項目「企画提案の内容」に掲げる3項目に沿って提案してください。その際、どの項目に対する提案かが分かりやすいように記載してください。枚数は、A4判片面3枚以内としてください。
 - ③ 業務工程表（任意様式、A4判片面1枚）
 - ④ 見積書（任意様式）

見積書は、合計金額のほか、仕様書のすべての業務（企画提案書の内容を含む。）に基づき、積算内容等具体的な内訳を記載してください。
- (4) 提出部数：社名入り1部、社名無記名6部
- (5) 提出書類に関する留意事項
 - ① 様式の用紙サイズはA4判とする。本実施要領及び仕様書の内容を踏まえること。
 - ② 提案書類はA4判片面印刷左綴じとし、カラー印刷であるかは問わない。また、文字サイズは10.5ポイント以上にすること（図表中を除く）。
 - ③ 複数の提案をすることはできない。
 - ④ 企画提案書及び業務工程表には、事業者名、代表者名を記載すること。見積書には、日付、住所、事業者名、代表者名を記載し、押印すること。（社名無記名分は除く。）
 - ⑤ 企業イメージ等による先入観を持たずに審査を行う趣旨のもと、各選定委員は参加者の素性を特定せずに審査を行うため、容易に素性が特定されないよう（ロゴマーク等の使用はしない等）記載すること。
- (6) 提出場所：〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿 432 番地の1
桜井市役所 市民生活部 人権施策課
- (7) 企画提案書の提出後に辞退する場合
速やかに担当部署に連絡し、辞退届（任意様式）を提出すること。

10. 2次審査（プレゼンテーション審査）

- (1) 審査方法
 - ① 選定委員会において、評価基準に基づき、企画提案書等提出書類及びプレゼンテーション、質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
 - ② 評価基準に基づき各選定委員が採点を行い、評価得点の総合計が最も高い者を優先交渉権者として選定する。ただし、最高得点の参加者が複数ある場合は、選定委員会の議決により選定する。
 - ③ 参加者が1者のみの場合においても、プロポーザルは成立するものとするが、①の方法により審査を行い、選定の是非を決定する。

- (2) 審査基準
本実施要領 8. (2) に記載のとおり
- (3) 審査に関する事項
 - ① 実施日・場所
令和 7 年 8 月 20 日 (水) 桜井市役所内会議室を予定。
詳細については別途通知する。
 - ② 実施内容
 - ア) プレゼンテーションは、提出された企画提案書を使用した提案説明が 20 分、質疑応答が 10 分の合計 30 分間とする。
 - イ) プレゼンテーションは、原則として、「業務実施体制表【様式 3】」に記載されている業務責任者及び担当者が行うものとし、その他の者と合わせて 3 名までが出席できるものとする。
 - ウ) 提出された企画提案書に基づいて行い、異なる内容の説明や新たな資料の提出は認めない。
 - エ) プレゼンテーションの方法は任意とする。必要な機材は、事業者が用意すること。ただし、プロジェクター及びモニターのみ本市が用意する。
 - ③ その他
プレゼンテーションの順番は、参加表明書の提出順とする。
選定委員には事業者名がわからない状態で審査を行うため、審査当日は、事業者名がわかるような発言・表示等は行わないこと。
- (4) 審査結果の通知および公表
令和 7 年 8 月 22 日 (金) に、すべての企画提案者へ電子メールで通知する。また、本市ホームページに最優秀提案者を掲載する。
なお、次点提案者及び非選定である旨の通知を受けた事業者は、通知日の翌日から起算して 5 日以内 (土・日・祝日を除く。) に、書面 (任意様式) で理由の説明を求められることができる。

1 1. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「参加資格」に掲げる要件を満たさない場合
- (2) 提出書類等の提出方法や作成形式等、本実施要綱を遵守しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載又は不正があった場合
- (4) 見積書の記載金額が、委託料上限額を超えている場合
- (5) 2 次審査において、実施日時に出席しなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 契約を履行することが困難であると認められる状態にいたった場合
- (8) その他、参加者の失格事項に相当するものと選定委員会が判断した場合

1 2. 契約の締結

- (1) 審査の結果により選定された優先交渉権者と契約の締結交渉を行うが、当該交渉がやむを得ない事由により不調となった場合は、審査により順位付けられた次点者と当該契約の締結交渉を行う。
- (2) 契約に係る業務内容については、企画提案内容を踏まえつつも、本市と優先交渉権者が改めて協議により仕様を確定し、そのうえで契約を締結する。
- (3) 契約にあたっては、桜井市契約規則 (昭和 44 年規則第 3 号) に基づくものとする。

- (4) 契約にあたっては、提出した見積書に記載している見積価格に基づき、改めて見積書を提出すること。

1 3. その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は、本業務の選考以外に提出者に無断で使用しないものとする。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、桜井市情報公開条例（平成12年条例第3号）に基づき、その全部又は一部を公開することがある。
- (5) 本プロポーザルに係る手続き及び契約手続、並びに業務執行において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとする。
- (6) 審査結果に対する異議申立ては受け付けない。
- (7) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については本市が定める。

1 4. 担当部署・連絡先

桜井市 市民生活部 人権施策課 担当：仲井

対応時間：8時30分から17時15分まで（土・日・祝日除く）

住 所：〒633-8585 奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

電話番号：0744-42-9111（内線2711）

F A X：0744-42-1747